

高萩・北茨城広域事務組合財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例

令和元年10月9日

条例第31号

(趣旨)

第1条 財産の交換、譲与、無償貸付等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(財産の交換、譲与、無償貸付等)

第2条 財産の交換、譲与、無償貸付等については、財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例（昭和39年北茨城市条例第10号）の例による。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。